

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第29回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成24年4月20日(金)午後6時00分～午後7時36分		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員長	坪郷 實 委員	
	副委員長	浅野 智彦 委員	
	委員	遠藤 圭司 委員	白井 亨 委員
		杉本 早苗 委員	馬場 彬暢 委員
		福井 高雄 委員	高橋 雅栄 委員
		天野 建司 委員	河野 律子 委員
欠席者	五島 宏 委員	山下 光太郎 委員	
事務局	企画政策課長	高橋 啓之	
	企画政策課長補佐	天野 文隆	
	企画政策課長補佐	竹田 怜史	
	企画政策課主任	工藤 真矢	
	企画政策課主事	津田 理恵	
傍聴の可否	Ⓚ	一部不可	不可
傍聴者数	3人		
【会議次第】	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 「意見・提案シート」(案)の取扱いについて (2) 「市民意向調査」の2次分析について (3) 附属機関等の運営状況等について (4) 委員からの提案説明(遠藤委員) (5) その他 3 次回推進会議の開催日について 4 閉会		会議録ページ
【会議結果】	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 「意見・提案シート(案)」の取扱いについて(資料1参照) ○事務局から説明 前回の会議で決定した傍聴者の意見を聞く方式(意見・提案シートなど)を導入するに当たって、委員長と相談の上「意見・提案シート(案)」を提出した。 ○本推進会議での運用について【決定事項】		P.5～

<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回開催の10日前に届いたものは、事前配付資料として委員へ送る。それ以降に届いたものはできるだけ当日配布資料とする。(直前に届いたものは分量によっては次回以降配付する。) ・ 氏名も含めて原文のまま会議録と併せて配付資料として公開する。 ・ 無記名だった場合は、参考資料として委員へ配付する。 	P.8
<p>(2) 「市民意向調査」の2次分析について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅野副委員長に分析をしていただき、次回会議(5月)で結果の発表をいただく。 	P.9
<p>(3) 附属機関等の運営状況等について(資料3参照)</p> <p>○事務局から説明</p> <p>前回福井委員の質問にあった附属機関等の開催曜日の割合について再度調査をした結果を報告した。</p>	P.9
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が審議会に応募する場合は、参加する審議内容によって応募すると思うが、年間を通しての開催曜日を事前に確認できれば、仕事や趣味等の日程調整ができ、審議会に参加しやすくなるのでは。 	P.10～
<p>(4) 委員からの提案説明</p> <p>○遠藤委員から提案説明(資料4参照)</p> <p>① 審議会における傍聴環境の向上に向けて、全ての審議会に『意見・提案シート』を常設し、傍聴者・市民の誰もがいつでも提出できるよう環境整備を進める。</p> <p>② 各審議会における資料の取扱いに関して、傍聴者の審議内容の理解に資するよう、閲覧のみではなく配布する運用に向けて統一的な対応を進める。</p>	P.11
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各審議会によって市民の傍聴環境が左右されてしまうのは好ましくないので、統一的な対応をした方がよい。 ・ 開催告知について、議題が抽象的で実際にどのようなことが審議されているのか市民の方が見てわかりづらい。 ・ 『意見・提案シート』を導入しない方がよいケースとしては何かあるか。 	P.12
<p>→事務局回答：公開されている会議と非公開の会議があるため、非公開の会議は統一的運用から外すことも考えられる。また、専門の委員で構成されている審議会は一律に扱うのは難しい場合があるかと思われるが、受けた提案を会議の中でどう扱うかということで解決できるかもしれない。</p>	P.14

<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者数の増加について、審議会ごとに目標設定することは市民参加の形として、面白い取組ではないか。 	P.15
<ul style="list-style-type: none"> ・例えば論争的な問題を扱う審議会の場合に、提案シートで強烈な意見が出されたり、委員の意見を通すために利用されたりといったことが起こることも想定して、何か工夫をした方がいいのでは。 	P.15
<ul style="list-style-type: none"> ・提案シートの各審議会での実際の運用方法は。 	P.15
<p>→事務局回答：現在6つの審議会等で提案シート等を導入している。運用は、正式な資料として全員へ配付。感想メモとして参考とする。委員へ参考配付するが議題として取り上げるかは委員会の判断等。（詳細は全文記録 P.15～16 参照）</p>	P.16
<ul style="list-style-type: none"> ・市民フォーラムの際には、一般市民の傍聴者も意見を言う時間帯が設けてあった。フォーラムの運営の仕方だと思うので、審議会になると各審議会によって拘束される要因が出てくるであろうが、資料は全配布、意見は積極的に取り入れた方がよい。 	P.17
<ul style="list-style-type: none"> ・一般傍聴者用に今までの議事録のファイリングを閲覧できるような仕組みもよいと思う。 	P.17
<ul style="list-style-type: none"> ・テーマによっては利害関係や市議会の対立問題に巻き込まれる又は委員同士が対立するようなことも可能性としてある。そういうことも考慮した方がいいのではないか。 	P.18
<ul style="list-style-type: none"> ・提案シートに書かれたことは市民の一般的な意向と大きくずれる可能性がある。そのため、それをどれだけ時間を割いて扱うのか、クリアになっていないまま常設化してもいいのか懸念材料としてある。 	P.18
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な運用としては、傍聴要領を改正する方法、また各審議会に「市民参加の手法・運営のやり方」を紹介し、各審議会に取決めを判断してもらうということを提案する方法もある。 	P.20
<ul style="list-style-type: none"> ・『意見・提案シート』の実際の運用は各審議会にまかせるが、シートは常設化した方がよい。 	P.20
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会が始まる前に『意見・提案シート』の仕組みを説明するが、取扱いは各審議会で検討する。それを行政側が徹底させる。 	P.20
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのように意見や提言としてまとめるのかは議論を続ける。 	P.21
<ul style="list-style-type: none"> ・実際に傍聴に来られた方の生の声を聞く時間を5分でも10分でも決めて設けることも考えたい。 	P.21
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等に傍聴に来たことがない人は、参加することに勇気がいると思うので、参加しやすい仕組みを考えたい。 	P.21
<ul style="list-style-type: none"> ・意見を聞く場合でも、いつでも意見を聞くのか、テーマごとに聞くことにするのか、審議会の全体の運営にも影響す 	P.21

<p>ることであるため、議論が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者による発信（ツイッターやフェイスブックや録音、録画、動画の中継・発信など）の規定について、傍聴要領には定めていないので、その点も議論する必要がある。 ・市民参加について、第4次基本構想策定時のようないろいろな手法（市民フォーラムや無作為抽出で市民の方をお呼びして意見をいただく等）を扱った。あらゆる多様性も考えていきたい。 <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本推進会議では、『意見・提案シート』を導入する。 ・次回5月は、高橋委員、馬場委員、杉本委員、福井委員、山下委員にそれぞれ問題提起をしてもらい議論を行う。 <p>3 次回推進会議の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月25日午後6時00分から ・提言書にまとめる方向で項目立て、内容の確定作業 ・次回の審議結果を受けて、提言のための集中審議等で、ワーキンググループを開催することも検討する。 <p>4 閉会</p>	<p>P.21</p> <p>P.22</p>
<p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見・提案シート（案） 2 「小金井市長期総合計画策定のための市民意向調査報告書」 3 市民参加条例対象附属機関等の調べ 4 審議会傍聴環境の整備・向上について（遠藤委員） 5 組織から考える若者の市民参加（山下委員） 6 審議会傍聴における「意見・提案シート」の常設を求める陳情書 	

第29回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成24年4月20日（金）午後6時～午後7時36分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 10人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

遠 藤 圭 司 委員 白 井 亨 委員

杉 本 早 苗 委員 馬 場 彬 暢 委員

福 井 高 雄 委員 高 橋 雅 栄 委員

天 野 建 司 委員 河 野 律 子 委員

欠席委員 2人

五 島 宏 委員 山 下 光太郎 委員

事務局職員

企画政策課長 高 橋 啓 之

企画政策課長補佐 天 野 文 隆

企画政策課長補佐 竹 田 怜 史

企画政策課主任 工 藤 真 矢

企画政策課主事 津 田 理 恵

傍 聴 者 3人

（午後6時開会）

◎坪郷委員長 それでは、29回市民参加推進会議を始めたいと思います。

本日は、五島委員から欠席の連絡が入っています。それでもう1つ、今日は山下委員の提案の予定ですが、山下委員は仕事の関係等でおくれる可能性が高いと。場合によってはちょっと間に合わないということですので、山下委員の報告ができない場合があるかと思っています。それはちょっと時間を見ながら最終的には決めたいと思います。

それとも関係あるのですが、ちょっと細かい話なんですけど、会議の時間の調整についてです。一回の会議は2時間ということで、テープ起こしの限度の時間が2時間になっています。次回に山下委員の報告を回して、あとは委員の中で4人の方がまだ報告をされていない方もいますし、職員のお2人の委員の方からの提案をどうするかということもあるんですけども、そうすると、次回は少し時間が長くなりそうなので、今日、山下委員の報告ができない場合には、できれば少し早目に終わって、その分、来週少し長目にやるということにしたいと思っています。

す。

それで次回は、前回6時半の予定でお願いしていましたが、私の日程調整がついたので、定時の6時に始めることができますので、少し長引いても当初の予定とそんなに変わらないということがありますので、そのようにできればと考えております。そこは後半で、最終的に山下さんが来られない場合には決めたいと思いますが、その点、いかがでしょうか、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、お願いいたします。

◎事務局 次回は、6時開始で確定でよろしいですか。

◎坪郷委員長 そうですね。皆さん、6時開始で大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 五島さんが来られていないんですが、開始時間については確認させていただきます。定足数につきましては、市民参加条例施行規則24条に半数をもって成立するということですが、12人中10人出席ですので、本推進会議は成立をしております。

議題に入る前に、委員と事務局の交代がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局 本日は、皆さんお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。事務局より人事異動につきましてご報告をさせていただきます。

本推進会議の市職員でありました総務部長の本多でございますが、3月末で退職いたしました。4月1日付で河野律子総務部長が新たに委員となっておりますので、ご紹介をいたします。

それでは、河野委員、自己紹介という形でお願いいたします。

◎河野委員 4月1日から総務部長を拝命しております河野と申します。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 ありがとうございました。

資料5の5点、それから本日お配りした資料が1点、全部で6点になってございます。

まず資料1といたしまして意見・提案シート（案）、資料2といたしまして、これは緑色の冊子でございます。平成20年度「小金井市長期総合計画策定のための市民意向調査報告書」、それから、資料3といたしまして市民参加条例対象附属機関等の調べ、資料4といたしまして遠藤委員作成の審議会傍聴環境の整備・向上について、資料5といたしまして山下委員作成の組織から考える若者の市民参加でございます。また、本日お配りした資料は、資料6、審議会傍聴における「意見・提案シート」の常設を求める陳情書その写しでございます。資料の欠落等はないでしょうか。

ここで、資料6に関しまして、事務局より1点ご報告させていただきます。

平成24年2月21日付で、審議会傍聴における「意見・提案シート」の常設を求める陳情書が小金井市議会に提出され、平成24年3月7日開催の総務企画委員会で審議されたところでございます。傍聴者の意見、提案の取り扱いにつきましては、本推進会議におきましても昨年11月の第27回市民参加推進会議で傍聴環境の向上を目指すということから、意見・提案シートを常設したらどうかというご提案を遠藤委員のほうからいただき、今年2月に開催いたしました第28回市民参加推進会議におきまして協議をしたところでございますので、当日の総務企画委員会においては、部局からの発言といたしましてその旨報告をしたところでございます。

なお、審議結果につきましては、委員のほうからより慎重な審議が必要ということで、審議会等における「意見・提案シート」等の活用実績について資料要求があったため、継続審査となっております。次回は、平成24年5月14日に総務企画委員会の開催が予定されておりました、引き続き審査をされるということで予定となっております。

資料6に関する報告は以上でございます。

改めまして、委員長、よろしく願いいたします。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次第に従って議題に入っていきたいと思っております。次第の2の市民参加条例運用状況等について、その（1）意見・提案シート（案）の取扱いについて取り上げます。事務局から、資料がありますので、説明をまずしていただきたいと思います。

◎事務局 それでは、資料1、意見・提案シート（案）をご覧ください。前回の会議で、本推進会議においても傍聴者の意見について聞くような方式を導入するというので、具体的に提案をするということになっておりましたので、委員長と調整の上、様式を作成いたしました。

提出方法についてですが、氏名、提出日を記載の上、正式な資料として事前に配付できるよう、原則、推進会議開催の10日前までに企画政策課に直接ご持参いただくほか、郵送、ファクス、電子メールにて提出いただくことを考えております。本日から取り入れたいと考えておりますので、取り扱いについてご審議いただければと思います。

資料1については以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

それでは、これは事前に意見・提案シート（案）としてお送りしております。開催日の10日前に届いたものというのを今回入れておりますが、これは大体開催の10日前に郵送で皆さんに事前配付資料を配付しますので、それに間に合うような日付をここでつけたというのが提案になっております。

これについては、議論して導入をするということですが、具体的にはこういう方式でやりたいということですが、皆様のほうからご意見はいかがでしょうか。

◎高橋委員 10日前に届いたのがこれなんだけれども、10日より後に届いたものの扱いはどうなるのか。

◎坪郷委員長 配付資料として当日配付という扱いにするということは1つ可能性としてありますよね。それは委員にとっては事前に見ることはできないということにはなると思うんですね。

◎高橋委員 一応出たものは全部見たいかなとも思うので、当日でもいいから、配付されるのが望ましいかなと私は思うんですけども。

◎坪郷委員長 10日前だとしても、会議までに届いたものは当日配付をしてはどうかというご意見ですね。

◎高橋委員 そうですね。

◎坪郷委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

◎遠藤委員 全く賛成というか同感でして、今のこの会議でも事前資料と今日添付された当日の配付資料に分けていますので、そのような運用でいいんじゃないかと思えます。

◎白井委員 賛成です。今この議論は、この意見・提案シートのみの言及ということでよろしいですか。

◎坪郷委員長 そうですね。

◎白井委員 それ以外の何か反対の意見というのはまた別ということですか。

◎坪郷委員長 そうですね。

◎白井委員 以上です。

◎坪郷委員長 3人の方にご意見をいただきましたが、ほかの方はよろしいでしょうか。

◎天野委員 10日前に届いたものというふうに例がされている意図というか、事務局のほうでご説明みたいなものはないのでしょうか。

◎事務局 先ほど坪郷委員長におっしゃっていただいたとおり、正式な資料として、事務局で委員の方々に事前にお配りするために、10日前に届いているものは事前にお送りすることができるというところで、10日前としております。

◎天野委員 私が前参加していた、事務局としてやっていた審議会で、新庁舎建設基本構想の検討委員会というのを運営していきまして、それで、よく提案シートをいただいていた。一定期間、何日か前にいただかないと、なかなかその資料を配付する準備が整わないということ

で、一定時間を決めていただいていたという経過がございます。何日前までにとというふうにお願ひしていたか、ちょっと今忘れてしまったんですけれども、できるだけいただいたシートを配るということで準備していたら、非常に時間外というか、余りにも業務が大変になり過ぎたという経過があるので、一定お時間をいただいていたという経過があるということはお報告したいと思います。

◎坪郷委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今のご意見で、基本的には「次回開催の10日前に届いたものは」と入れる形で、事前配付資料としてまずお送りする。その後に届いたものについては、できるだけ当日配付資料とするということです。ただ、本当に直前、その会議の30分前とかそういう会議の直前に来たものを配付することは多分できないかもわかりませんし、そのボリュームの問題なんかにもよりますので、その点はちょっと様子を見ながら対応したいと思いますが、できる限り事前配付と当日配付にしたいということでやるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 事務局のほうもその対応でよろしいでしょうか。

◎事務局 はい。

◎坪郷委員長 では、そういう形にしたいと思います。おおむね修正がありませんので、本日今から運用するというのでやりたいと思いますが、その点もよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、それでお願いします。

◎浅野副委員長 済みません、1点よろしいでしょうか。この下のほうに※印で「原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります」と書いてありますね。これは議事録等と同じように、一般の閲覧に供されることになるという意味でしょうか。

◎事務局 一応こちらのほうはご記名いただいて提出いただいたものは、そのまま記名された形で資料として添付することになります。今までも会議録を公開する際に資料を添付してございますので、同じ扱いで、そのまま資料として添付するという、そういう意味で公開されるということです。

◎浅野副委員長 意見・提案シートは出したいけれども、名前を一般に公開されるのはやや抵抗があるというような場合は考えられないのでしょうか。例えば、これは単純に名前のところだけマジックで消して公開するということはできると思うんですけれども、今までの、天野委員がさっきおっしゃっていた、これまでの審議会等での経験では全部名前ごと出していたと。

◎天野委員 どうだったかな。

◎坪郷委員長 基本はやっぱり記名式でやられていましたか。

◎天野委員 書いてあるものはそのまま資料として出していたような気がします。匿名の取り扱いというのはちょっと記憶にないので、済みません。

◎浅野副委員長 そうですね。これはファクスで来た場合、確かに名前が書いてなかったらど

うするかというところですね。逆に言えば、それでいいんですか、名前が……。

◎坪郷委員長 ない場合にはどう取り扱ったのか、ちょっと考えているんですが、基本的には方式としては、名前を書きいただく形で基本はやると。記名でない場合どう取り扱うのかについてはどういうことにするかですね。

◎浅野副委員長 済みません、質問を変えさせていただくと、この形式だと、名前を公開したくない人は名前を書かずにファクスで送ってきたりすると思うんですね。その場合のこの文書の扱いは名前が書いてあるのと同様な扱いになると理解してよろしいんでしょうか。もともと名前が書いてあっても、それが本当かどうかで、この書式ではわからないわけですよ。

◎坪郷委員長 そうですね、名前だけですので。

◎遠藤委員 実際は、今までどういう運用がされてきたんでしょうか。いろんな委員会で導入されてきて、実際そういうケースも含めていろいろなケースがあったかと思うんですが。

◎事務局 新庁舎基本構想のときも、この同じような様式が使われていたんですが、基本、やはり記名でお願いしますということで導入しておりまして、実績としては無記名のものが今まではありませんでした。ですので、必ず皆さん記名でご発言、ご提案をいただくので、それだけ責任を持って、パブリックコメントも記名式で書いていただいていますので、そういった意味で記名式でいただいています。また、現在、東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画というのも一般市民参加でやっているんですけれども、そのときにも、基本は記名式です。無記名の場合は、正式な資料ではないんですが、参考でコピーをして、皆様にお配りするという形になっていたかと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。そうしますと、ちょっと実務的にどういうふうにするのかというのはなかなか難しいところはあるんですが、基本的には、パブリックコメントの場合もそうですが、記名ということで出していただくと。記名でない場合については、今事務局からありましたように参考資料というような形で、内容を全く見ないでということではなくて、参考資料として何らかの形で参照はするけれども、基本は氏名を書きいただいて意見を出していただくというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎杉本委員 賛成です。

◎坪郷委員長 この公開については基本はそれでということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎福井委員 先ほどの資料6との関連で、総務企画委員会で同じ資料が継続審査ということなんですけれども、そうすると、当然今日いただいているのは案ですから、どういう点が一番ポイントとして継続審査の対象の項目になっているのかをお聞きしたいんです。

◎坪郷委員長 それは質問ですので、まずお待ちいただいて、それでは、今の件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、意見・提案シートについてはそういう扱いにしたいと思います。それで、本日から実施をするということですね、運用を行うと。

それで今、福井委員のほうから質問がありました。現在、総務企画委員会で引き続き審議ということですが、それについての質問ですから、何かご説明いただけることがあればということですが。

◎事務局 事務局のほうからご説明いたします。

まず、陳情の願意でございますけれども、庁内のすべての審議会において統一したルールとして意見・提案シートのようなものを設置してほしいというのが願意でございます。それに対してでございますけれども、それぞれ審議会等におきましては、委員会ごとの判断でいろいろ決めているところもございますので、そういったところを尊重する必要があるのかどうか、慎重に検討したほうがいいということもございまして、議員のほうから先ほど説明にもありましたとおり、その実績について、どのような審議会でもどのようなものを現在導入していて、実際にどのくらいのボリュームの意見・提案シートが出されているのか、その辺を確認したいというようなご要求がありまして、継続審査となっているというような状況でございます。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。福井委員、よろしいでしょうか。

◎福井委員 原則的には統一的な対応ということで、各市民まちまちの、先ほど名前をどうするのかというお話もありましたけれども、それにかかわらず統一した内容で、今のファクスの仕方とかいろいろドロップせざるを得ないのかということの判断もあるんですけども、やっぱり統一したシートということで共通項目で、審議会の場合には、委員長のほうでまとめられていくことをお願いしたいと思います。

◎坪郷委員長 それは、後で遠藤委員のほうから提案がされるわけですね。

◎事務局 そうですね。

◎坪郷委員長 そのときにまた、ここでは審議をする時間があると思います。

◎福井委員 わかりました。

◎坪郷委員長 では、次の議題に行きまして、(2)「市民意向調査」の2次分析についてを議題といたします。前回の会議で、浅野副委員長からご提案がありました市民意向調査の2次分析という点ですが、データの有無と調査が可能かどうかについて、事務局に調べていただきました。これについて報告をどうぞ。

◎事務局 それでは、資料2、この緑色の冊子のほうをご覧くださいと思います。この資料は、平成21年3月、第4次基本構想の基本計画を策定する際に、市民の方が小金井市政に対してどのような要望を持ち、何を重要と考えているかを把握するために、無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女2,000人にアンケートを送付し、700人の回答がありました調査結果について報告書としてまとめたものでございます。

冊子の表紙を1枚めくっていただきますと目次がございます。第1部は市民アンケートの調査概要と調査結果について、第2部はグループインタビューの調査概要と調査結果の2部構成

となっております。参考資料として83ページからアンケートの調査票を掲載してございます。

なお、第2部のグループインタビューについては、アンケートによる市民意向調査を補足するものとして、市民の具体的なニーズを把握することを目的として、アンケート回答者のうちグループインタビューへの参加意向のあった市民にご協力いただき、3回実施しております。詳細につきましては101ページからをご参照ください。

それで、前回会議で浅野副委員長からご提案がありました2次分析ということについてでございますが、報告書を作成したときの個票データについて確認したところ、企画政策課のほうに保管されておりました。アンケートには個人情報の質問はありませんでしたので、2次分析用のデータとして提供できるものと判断しております。

それからもう1点、浅野副委員長からのご意見にありました、市以外の研究機関の調査で現状把握や分析に使える調査報告書があるかどうかということについてでございます。これについては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、これは市民課が年に1回報告をしているものでございますけれども、こちらを調べましたところ、小金井市域の一部の人を対象とした調査はありましたけれども、小金井市全域の調査は存在しませんでした。現時点では分析に使えるような報告書はないということでご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

2次分析に必要なデータについては、事務局で用意できるということですので、分析に必要なソフト等は、副委員長のほうでお持ちと聞いておりますので、浅野副委員長に分析をしていただくということをお願いしたいと思っておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 皆さんに事前に配られているので、見られた方もあると思いますが、こういう観点で、この点についての分析も欲しいというような点が皆さんのほうからありましたら、浅野副委員長のほうにご意見をいただくというようなことができればと思いますが、浅野さん、それはよろしいでしょうか。

◎浅野副委員長 はい。

◎坪郷委員長皆さんのほうから、さらにこういう観点からという何かご希望等がありましたら、浅野副委員長にご意見を出していただきたいというふうに思います。

それで、今日のところはそういうことで、2次分析に入っていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長では、そのように、次回の推進会議に分析結果の発表をお願いしたいと思っておりますが、次回で大丈夫でしょうか。

◎浅野副委員長 はい。

◎坪郷委員長 よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に入ります。次第の2の(3)附属機関等の運営状況等についてを議題といたします。

事務局から資料がありますので、それについて説明をしていただくように、事務局お願いします。

◎事務局 それでは、お手元の資料3、市民参加条例対象附属機関等の調べについてご説明いたします。

前回の会議で提出した資料に関して、附属機関等の開催曜日と時間帯についての項目について、福井委員からご質問がありました。月曜日から金曜日までの開催曜日のパーセンテージということであったかと思えますけれども、こちらについて再度調査をいたしました。結果、曜日が特定されている附属機関は、こちらの表に記載されていますように10件ということでございました。それ以外の附属機関については曜日が決まっていないということでございました。開催日の決定に当たりましては、曜日が特定されているか否かにかかわらず、なるべく多くの委員が出席できる日程で調整するというところでございました。

報告としては以上でございます。

◎坪郷委員長 これについてはいかがでしょうか。

◎福井委員 その資料に基づいて、私なりに市報等を見ながら開催の曜日をチェックしました。現状、曜日が決まっているか決まっていないかは、当然その内容からは把握できないものですから、ランダムに25件確認しました。参考で申しますと、25件の内訳の月曜日に開催曜日として3件、火曜日に3件、水曜日が6件、木曜日が8件、金曜日が5件、土曜日がゼロ、日曜日がゼロと、合計25件の審議日程の開催曜日をチェックしました。たまたまこの曜日の25件のうち、水、木、金がちょっとプラスアルファ的な開催曜日の日程になっていたということで確認はしましたけれども、全体数が56件のうちのまだ25件ですから、最大公約数でいくとまだはっきりはしませんけれども、月、火を避けた平日の水、木、金に集中しているんじゃないかと推定できます。

それと、時間帯で平日と夜の時間帯はどうかというので前回出しているデータでは平日の昼で55件中40件で、72%というデータがあります。私が調べた平日の昼というのがやっぱり25件中18件で、偶然にも数字が72%ということで、平日の昼間に7割、夜の時間帯が3割弱というデータ内容になっていたということです。なぜこれを依頼したかという、市民参加という場合は、基本的に一般市民の公募に対しては、当然参加する審議内容によって、皆さん市民参加をしていくと思うんですけれども、仕事があるとか、年間を通じて趣味、サークル活動はもう曜日と時間帯が決まっているから、年間を通して不変ですよというようなアンマッチが生じないための審議に参加したいという意思表示をやっぱり事前に確認して一般公募したいという意図がありまして、開催曜日も調査項目でお願いしたということです。

ですから、例えば木曜日の昼に自分の時間がしっかり詰まっていたら、その審議会には参加できないなど、既に公募する以前にチェックができるんじゃないかという項目でもあり、私な

りにも公募委員を3件ほど、考慮しながら一般公募したという実例があったものですから、調査依頼をお願いしました。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

この調査については、ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、福井委員から、この間の調査も踏まえて、さらにご提案というのがあれば、次回にお願いしたいと思いますので、調査については以上にしたいと思います。

それでは、次の議題ですが、(4)になります。委員からの提案説明ということで、本日は、遠藤委員、山下委員のお2人に提案をしていただくということですが、まず遠藤委員に、資料がありますので説明をしていただいて、議論をしたいというふうに思います。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

◎遠藤委員 改めまして遠藤です。私のほうからは、「審議会の傍聴環境の整備・向上について」取り上げます。このテーマについては、前回までも簡単に発言させていただきましたが、今回は少しかみ砕いて、「現状」、それに伴う「問題点」、それから、環境が整備された際に期待される「効果」の3つに分けて、それらを踏まえて、最後に「視点」をごらんいただきながら、皆さんと議論を深められたらと考えています。

先ほど話にも意見・提案シートのサンプルが資料として添付されていましたが、実際どういうふうに使われているかというのがちょっとわかりづらいかと思われましたので、一応参考に、新庁舎検討委員会を先月傍聴した際に、こういう形で挟み込まれている例として、配布資料をちょっとお返ししますので、参考にいただければと思います。こちらからお願いいたします。

今回の提案に至る背景には、委員になる前から現在まで、1人の市民としていろいろな審議会を傍聴してきました、そういう経験があります。日ごろ傍聴者の有志や市民の皆さんからの意見や感想なども踏まえて、私からの問題提起を述べさせていただきたいと思います。

用意しましたレジюмеでは、こういうような会議を「審議会」という表記に統一していただき、市の資料では審議会のことを「附属機関等」というような表現をされているようですが、今回の報告では同じ意味で用いていますので、あらかじめご了承ください。

さて、早速ですが、お手元のレジюмеの議題をごらんください。問題提起が2つございまして、1つは「審議会における傍聴環境の向上に向けて、全ての審議会に『意見・提案シート』を常設し、傍聴者・市民の誰もがいつでも提出できるよう環境整備を進める」ということと、2つ目は「各審議会における資料の取り扱いに関して、傍聴者の審議内容の理解に資するよう、閲覧のみではなく、配布する運用に向けて統一的な対応を進める」というものです。

次に、現状がどうあるか、レジюмеに沿って順番に見ていきたいと思えます。

まず1つ目に、審議会への傍聴者が特定のテーマを除いておおむね少ない状況にあります。

2つ目に、先ほど福井さんからもお話がありましたけれども、開催時間帯について、平日昼

間が7割以上を占めるため、委員や傍聴者として参加できる審議が限られてしまうということがあります。レジュメにつけ加えますと、特に平日昼間という、お勤めされている方ですとか子育て中の主婦の方はやはり参加が特に難しくなるのではと思います。

3つ目に、資料の取り扱いについてですが、“閲覧のみ”とする運用が審議会の5割を超えるため、市民が問題関心を持って傍聴しても、配付がされなければ審議内容を共有しがたい問題があります。つけ加えると、以前事務局から配付された資料にもありますとおり、実際に資料が配付されている審議会はずか2割以下にとどまっています。

4つ目ですが、「意見・提案シート」の導入・設置に関しては、以前のこの会議での事務局からの説明によりますと、傍聴要領の第12条にあるとおり、「必要な事項は会議の長が別に定める」ことになっています。一方で、実際の導入・設置事例について、複数の審議会の関係者に私が確認したところによれば、導入・設置のきっかけは、会議の長または委員による発議、傍聴者の求めに応じてなど多様な形になっています。それらを受けて、こうした現状が抱える問題点について考えてみたいと思います。

レジュメの問題点の欄をごらんください。まず第1に、実際の事例においてどのような経緯で導入・設置されることになったのか、あるいはされていないのか、一般的には市民にわからず明らかではありません。また、各審議会の間でも統一的な対応がされていないということです。これは傍聴者の意見の取り扱いについて、傍聴要領で直接的に言及するルール、取り決めがないことによるものと考えられます。つまり、問題なのは、この取り決めがないために、導入・設置の経緯、言い換えれば、重要な傍聴の環境設定の部分が市民にはクローズドのままであって明らかにされていない、ディスクローズされていないということです。

そして、問題点の2つ目に移りますが、現状の4つ目で先ほど触れましたように、実際は会議の長ですとか委員、傍聴者といった、一定の主体の発議を受けて導入・設置が会議全体で承認されています。ただ、意見・提案シートの存在が会議の長、委員、それから傍聴者のだれにも知られていない場合には、事務局、つまりは役所の担当部門の意向が影響する余地が残されています。とするならば、事務局の意向、あるいは会議の長の裁量によって、市民の傍聴環境が左右されることは余り好ましくないと思われれます。レジュメに少しつけ加えますと、先ほど触れたように、今の運用では傍聴要領にルールや取り決めが直接ないために、一部特定の意向や裁量が傍聴環境、つまりは市民全体の参加と討議に関する環境設定に影響を及ぼし得るというような状況になっていて、とするならば、それはやはり好ましくないのではないかとということです。レジュメに戻りますが、したがって、傍聴環境の整備・向上に向けて、すべての審議会において統一的な対応が望まれます。

問題点の第3は、傍聴者にとって資料の持ち出しが禁じられた場合に、委員への配付資料が共有されない、傍聴者に共有されないで、ただ手ぶらで傍聴者の方が見るだけ、聞くだけということにならざるを得ないため、特定の問題関心がない限り、議事や内容を理解しがたいことが挙げられます。レジュメにつけ加えますが、事前の審議会の開催告知を見ても、例えば今回

の会議は「市民参加条例の運用状況等について」というふうになっていたんですが、議題が抽象的で、実際にどのようなことが審議されるのかというのが、市民の方が見てわかりづらくなっています。傍聴者が少ない現状には、現状にはこうした背景もあるだろうと考えられます。

問題点の第4ですが、審議の中で傍聴者の意見も取り込んでやはり反映するような“参加の仕組み”ですとか、また、傍聴者と会議資料を共有するといったような“公開の精神”がなければ、同じ市民である委員と傍聴者の間にも温度差や、市政の課題に関する当事者意識をめぐって温度差や距離感が生まれてしまうのではないかと思います。レジュメにつけ加えますと、実際に私も、先ほど言いましたように市民の1人として審議会を傍聴して、このような委員になって初めてわかったことなんですけれども、傍聴席と発言するこの場の間に、やはり心理的に相当な距離があるということを感じました。

前回、傍聴者への市民参加や資料配付を進めることについては、山下さんからも慎重論が出されて、傍聴者と委員の温度差に関するご指摘もありました。私もこの温度差や距離感を感じてきましたけれども、とりわけやはり重要なのは、傍聴者の方も委員も、そしてまた、たとえ関心があっても忙しくて傍聴に来られない方も同じ市民であるということです。その点において、本来、資料も含めて公開されている会議においては、「どのレベルまで意見を拾うのか」ということではなくて、やはりあまねく市民の意見が同じように取り扱いがなされるような環境をでき得る限り整備することが、この会議、公募や団体など多様な市民、それこそ所属や世代の幅広い市民で構成されているわけなんですけれども、この市民参加を推進するための会議での私たちの務めではないでしょうか。

さて、今まで見てきたようなこれらの問題点を改善するために、最初に取り上げた2つの提案を検討した際に期待される効果について考えてみたいと思います。

レジュメの効果の欄をごらんください。まず第1に、意見・提案シートを常設すると、明確な仕組み制度として位置づけられるため、すべての審議会の傍聴者・市民に参加の機会が確保されることになります。

2つ目に、審議会委員も傍聴者も、先ほど申しましたように同じ市民ですので、だれもが審議会への意見を出せることを理解してもらえることが挙げられます。

3つ目は、審議に関して、傍聴者の意見や提案、要望を踏まえた議論がなされれば、その議事の内容に関心を寄せる市民の声をアップ・ツー・デートな形で審議に活かすことができます。つまりは、市民の声をそのまますぐに活かすことができれば、こうした審議そのものの活性化にもつながると思います。

4つ目には、傍聴者のみならず、あまねく市民に議事内容について当事者意識ですとか参加意識を持ってもらって、市政の課題への関心がより一層喚起されることが期待されます。

最後、5つ目に、情報公開の面から、適正な手続に沿った運用によって開かれた審議会運営が実現されることとなります。ひいては市民との協働、今日もあり方委員会のほうの答申書が配布資料にありましたけれども、やはり市民協働の前提として、行政の運営にとって不可欠で

ある公正・中立性が担保されることになるということです。

次に、添付した参考資料、参考資料を添付させていただいたんですが、京都市の「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」をごらんください。前回、浅野先生からも若者の市政参加がうまくいっている例としてご紹介がありました京都市ですけれども、この参考資料はガイドブックの抜粋にあたります。

これは目次を見ていただくとわかりますけれども、第1章で『「市民参加が生きない審議会」を防ぐために』などの項目が設けられていたりして、全体的にはより市民参加の進んだ審議会運営となるコツや考え方を取りまとめた、大変興味深い内容になっています。

第2章の特に「審議会の運営」の項目で、第2章のステップ5なんですが、傍聴環境の整備・向上について記されていて、28ページの(2)「傍聴のしやすい会議にするために」をごらんいただきますと、アとエとオなんですが、アの「傍聴者への資料配付」、それからエの「託児や手話、要約筆記などの配慮」、それからオの「アンケートの用意」、そういう部分でヒント、参考になる面が多いと思われまます。

少し補足させていただきますと、アの審議会の「傍聴者への資料配付」は、他の自治体、近隣ですと、例えば東村山の市議会でも取り上げられていまして、市長が市政への市民参加の観点から望ましいものであるとする一方で、やはり一定枚数を超える大量の資料に関して実費の負担をお願いするべきかという論点があります。

また、エの「託児や手話、要約筆記などの配慮」については、前回のこの会議においても保育士及び手話通訳者の配置について、高橋さんからもご発言がありましたように、「用意がありますという告知がなければ、やっぱり来ないでと言われ」て、「はなから自分たちは参加できないというふうに受け取ってしまうのではないか」という問題点があります。

最後のオの「アンケートの用意」についても、こうした問題点に関連するんですが、現状のような“傍聴者が少ないという前提で傍聴環境が整備されていなければ、やはり「傍聴に来ないで」と言われるように受け取られてしまうのではないか”ということと、それから、“傍聴というものは参加するのに敷居が高いと市民に受け取られてしまうのではないか”ということが懸念されます。

レジュメに戻りますが、以上見てきましたように、レジュメのほうで現状、それに伴う問題点、期待される効果を踏まえて、最後に私からの視点を挙げさせていただきましたので、詳細はお読みいただければと思いますが、まとめてコメントをさせていただきます。

ざっくりとした話になるんですが、やはり地域の住民自治が機能するためには、参加と討議の環境が整備されていることが大前提だと考えられます。審議会も情報公開がなされ、政策決定過程の透明性が確保されることによって、行政の公正・中立性というものは担保されるんだと思います。資料配付についても、市政に関する非公開情報に該当したり、著作権の問題がある場合に限って閲覧という取り扱いもあり得るんだと思いますが、とにかくこうした会議が実体ある市民参加の機会やプロセスになるような、形骸化しないような工夫を図っていく必要が

あると思うんですね。

まとめに入りますけれども、「傍聴環境の整備・向上」は一見地味なテーマに思われるかも知れませんが、制度や枠組みに裏づけられた市民参加の機会をつくり出して、あるいは市民のニーズを酌み取って、審議会運営に反映させるための多様なチャンネルづくりを通じて、やはりあまねく市民に市政参加を促す仕組みの充実が必要と思われまます。それらを整えて、初めて、多様な市民を市政に巻き込むことが可能になり、本来あるべき市民参加が実現すると考えられます。そのためには、今回の問題提起、レジュメの当初の議題にもあげましたとおり、1つは「意見・提案シート」を常設すること、2つ目には傍聴者に資料を配付することを傍聴要領に明文化するといったような仕組みや制度として埋め込んでいくことが、市民参加を実体あるものにするのではないのでしょうか。

ということで、私からの報告は以上になります。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

遠藤委員から「審議会傍聴環境の整備・向上について」ということで具体的な提案が、大きく2つの論点、ご提言を出していただいたと思います。これについては、皆さんのほうで若干議論をしたいと思いますので、どうぞ手を挙げてご発言いただければと思います。

◎白井委員 先ほどのには全面的に賛成でして、遠藤さんが非常に綿密に丁寧に資料をまとめていただいているので十分過ぎるぐらいですので、余りつけ加えることはないんですけども、2つほど行政側にちょっと、事務局といいますか、質問したいんですけどもね。

まず、意見・提案シートを導入したくないケースってどういうことが想定されるんですか。しないほうがいいケースとも言えるのかもしれませんが、ちょっと質問の仕方が答えにくいかもしれません。いろんな意味で、いわば導入することのデメリットということですよ。

◎事務局 デメリットというのであればですけども、当然公開されている会議と非公開の会議があるので、それは非公開の会議は傍聴できないので、それは一律から外すというのはあるとは思いますが。あとは、審議会には各委員長と委員の方々もいらっしゃいますので、どうやって会議を進めるかというのは、委員長のお考えもあるかなと思います。済みません、ちょっとすぐには私からは何か・・・。

◎事務局 事務局からですけども、最初に、一律に設定するのが難しいなと思ったときに、審議会によっては、ある程度専門の方の意見が集まるようなものもあるのかなと。そういった場合に、一律に取り上げるというのはどうかなと。ただ、受けた提案をどう扱うかという問題で解決できるのかといえば、それもあるのかなとは思っております。

◎白井委員 扱い方の問題だったりもしますよね。

◎事務局 確かにそれはあるのかなと。

◎白井委員 もう1つ質問がありまして、例えば傍聴する人の目標設定みたいなものというのはあるんですか。いわば増やすとか、これぐらいの傍聴数を達成したいよねみたいな話とか、それって1つの市民参加の形ではありますよね。

◎事務局 第4次基本構想の中にはそういった目標設定は今のところはございません。ただ、傍聴の方を増やすというのは市民参加の1つの手法ではあるので、当然審議会の中の公募委員の方の割合を増やすというのと同時に、審議会の公募委員だけではなくて、通常、こういった形で傍聴の方が来て、それをまたその方が周りの方に伝えていくというものもあると思いますので、それは一定増やしていくというのは目標としてはあります。

◎白井委員 ありがとうございます。そういうのを各審議会ごとに設定するとかというのはおもしろいかもしれないですね。済みません、意見です。

◎坪郷委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

◎浅野副委員長 デメリットについての質問が出ておまして、それとやや関係するところもあるんですが、意見・提案が出された場合、それをどのように扱うのかということについて、どういうルールを設定するのかなという点がまだややクリアではないのかなという気がしています。つまり、この会議は多分そういうことはないと思うんですが、もっと論争的な問題を扱う審議会もありますよね。例えばごみ処理場をどこにつくるかとかそういった場合に、意見・提案シートが積極的に、しかもかなり激烈な形で出されてくることもあり得ると思うんですね、それをどう使うか。つまり、ある委員は自分の意見を通すために、それに非常に近い意見をこういう意見だって出ているじゃないかというふうに使うようなことが起こり得るのか、あるいはそういうことが起こらないように何か工夫するのかといったような意見・提案書の扱いについてですね。

◎坪郷委員長 今、意見・提案シートの扱いの点が1つ論点として挙げられていますが、いかがでしょうか、ほかの委員の方。

◎遠藤委員 実際、この新庁舎の委員会みたいなどじ込みですね。傍聴資料の中のとじ込みと別に、実際の審議でどういうふうに取り扱われているかというのは、事務局のほうでおわかりですか、ご存じですか。要は閲覧できるようにしてあるだけなのか、実際、その会議の長なりが紹介して、審議の内容に反映させるようにしているのか、とかそこら辺は、新庁舎の委員会でしたら同じ担当かと思うんですけれども。

◎事務局 では、事務局から、現時点でわかっている範囲だけちょっとご説明させていただきます。現状、6つの審議会等でそういった提案シートのようなものを導入している実績がございます。

まず1点目、新庁舎建設基本計画市民検討委員会でございますけれども、こちらは正式資料として全委員及び傍聴者に配付という形をとっています。東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会、こちらも同様の扱いをしてございます。

あと、児童館運営審議会、こちらでは傍聴感想メモというものを導入してございます。参考として、審議会委員に配付、審議会の傍聴に関する感想として扱って、個別の回答はしないというような、ルールとしてはこのように定まっておりますけれども、今のところ、まだ実績はないというような状況です。

次に、行財政改革審議会、こちらは委員全員に配付。対応については会長一任ということで、今まで実績としては3件あるというような状況でございます。

続きまして、男女平等推進審議会、こちらは会長の判断によりまして、必要に応じて審議会の参考とすると。意見に対する質疑応答は行わないというルールになっています。ただ、こちらにもルールだけ設定はございますが、実績はまだないということでございます。

最後に、(仮称)貫井北町地域センター建設市民検討委員会、こちらは質問に対する検討結果を添えて、正式資料として全委員及び傍聴者に配付。議題として取り上げるかどうかは、そのときの委員会の判断という形になっています。こちらは実績としては10件あるというような状況でございます。

以上でございます。

◎**坪郷委員長** 今、審議会の現状を報告いただきましたが、地域センターの場合は、今ちょっと私が聞き落としたかどうかなんですが、提案シートの意見については、それに対する検討結果も添えて出すということですね。

◎**事務局** そうですね。質問シートという形で導入しておりまして、それに対する検討結果を添えて配付という形です。

◎**坪郷委員長** 質問したら、それには答えた形で配付をするというのが先ほどのですね。

◎**事務局** 一定の検討結果ということで回答のようなものをつくって、ただ、質問者に対して個別に回答するというのではなくて、検討結果として資料として配付、議題として取り上げるかどうかは、そのときの委員会の判断というふうに伺っております。

◎**坪郷委員長** 今、6審議会で実施をされているということで、その現状のご報告がありましたが、関連して、ほかの委員はいかがでしょうか。

◎**福井委員** 遠藤委員の提案としては大賛成で、当然市民参加の審議会なら模範的に傍聴者の意見等を取り入れるべきだと思います。

ここにある別紙の京都市市民参加推進フォーラムは、小金井市の市民フォーラムもそうなんですけれども、一般市民の傍聴者もその時間内に意見を逆に言ってほしいというような逆提案がされるような時間帯を設定していただいているというので、私も第4次基本構想で参加したことがあるんですけども、審議委員の時間のやりとり以外に、一般傍聴者も意見を言える時間帯まで設けている。単に意見云々のシート以前よりももっと積極的だというのは、やっぱりフォーラムの運営の仕方だと思うんですけども、審議会になるとある程度拘束される要因があるとは思うんです。逆に、私自身は遠藤委員と同じように、すべての審議会は資料等の配付は全員配付、それで意見は積極的に取り入れること。

たまたま意見の取り扱いはどうかということで、旭川市の市条例で、一般市民の意見提案に対する取り扱いという資料を持っているんです。参考に読みますと、①市民からの意見・提案はきちっと考慮すること。②考慮した結果は、当該市民に回答すること。③考慮した結果は公表すること。ただし、この提案に関しまして、そのときの社会情勢、あと財政状況など、そう

いう条件等を相互に勘案しながら、これらを尊重するとともに、市政に反映させていくことができるというような、多面的検討項目に該当していれば意見・提案シートとして受け取って、回答して公表するというような旭川の市条例の参考例もあります。

ということは、基本的にそういう諸条件は、我々の小金井市の各審議会自体は一般市民が公募委員として30%を占めているということで、逆に開かれた審議会だと思えますし、公募委員が参加していること自体はイコール市民ですし、傍聴者の中にも、より審議会委員以上に関心を持って参加されている傍聴者も多々おられると思うんです。したがって、やはりある程度そういう諸条件をクリアしているということになれば積極的に回答して公表すること。しかも、当然傍聴者にも同じ資料を配付すること。

あと、議事録等の取り扱いに関しては、遠藤委員からお話が後から出るのかもわからないですけども、取り扱いに関してはホームページ等で見られるし、できたら一般傍聴者用に、サイドテーブルにも今までの議事録のファイリングをにおいて、傍聴者にも閲覧できるような仕組みということもプラスアルファしていただければ、傍聴者という立場から見れば理解が得やすいかと思えます。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎馬場委員 遠藤委員の提案はとてもすばらしい。この会議としてこの内容で全く問題がないように思ったんですが、先ほど浅野委員からの意見ですね。テーマによっては利害関係とか、それから、場合によっちゃ市議会の対立問題に巻き込まれるといったようなことで、委員同士が対立する。それを委員がこのシステムを悪用するといいますか、それを自分に有利な方向に持っていくように使える可能性もあるわけですね。それに対するやっぱり何か考慮しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

◎杉本委員 例えば、そのときに傍聴者が4人いましたと。4人から分厚い500字ぐらいのが来ましたと。次のときに、私たちはそれについて審議をするかどうかというのは、さっき遠藤さんが言ったように一定のルールや何かを、きめ細かいルール決めというより、むしろ私たち自身がこれを取り上げる、取り上げないということをこの場で判断することができるということで、既に市民参加は一步進んでいると思うんです。

だから、私は今はその程度で抑えていっても十分かなと。一定のルールという、遠藤さんはきちっと法制化というか、そういうことも含めて、条例に明記するというようなことも含めて考えてやられたかと思うんですが、今、私はそれを、審議会の委員によってはいろいろな諸事情、専門家の人たちも抱えているので、それぞれがやっぱりやり方、取り扱い方が違っていると思うんですが、でも、一貫したルールは、取り扱うかどうかを決めるというルールが必要だと思うんですね。それは今まで1度もやられたことがなかったので、それをここで判断すること、審議会できちっと判断するというのをしっかりとどこかで担保したいなと思いま

した。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。さらにいかがでしょうか、ほかの委員。

◎浅野副委員長 先ほど申し上げたことが舌足らずだったかもしれないんですけども、どういふことでしょうかね。つまり、ここで提案・意見シートに書かれたことが市民の一般的な意向とかなり大きくずれる可能性もあるということなんですね。その場合、ここでそれをどのくらい重く扱うかといいますか、それにどれだけエネルギーを割いて検討し回答するのかといったようなことがクリアになっていないままに、ここは常設ということなので、ここだけではなくて、すべての審議会にやるということなんですね。我々はこの委員会についてはよくわかっているわけですけども、ほかの委員会についても一様にそこをクリアにしないまま常設化してしまっているのかなという点に関してやや懸念を感じるということですね。

基本的には私も賛成です。幾つか提案があったと思うんですが、例えば閲覧ではなくて配付をするという運用の仕方に関しては私は全面的に賛成です。資料が手元にないと話を聞いていてもわからないことが多いでしょうから、これは全面的に賛成です。意見・提案シートを常設するというのも、基本的に、原則的には私も賛成なんですけど、それをどう扱うかという点がどうなのかなという、そこが見えないのがやや私にとっては懸念材料ということになります。

もう1点なんですけど、これ、具体的には傍聴要領を改正するということになるのでしょうかね。

◎天野委員 やり方は幾つかあるかと思っていて、傍聴要領を変えるというやり方も1つあると思うんですけども、例えば各審議会、庁内等に、こういう市民参加のやり方、こういう審議会の運営のやり方がありますというようなことをご紹介するという方法もある。それを各審議会でご判断していただくということをご提案するやり方もあるのかなというふうに思っています。

◎浅野副委員長 それに関連して、今回、当日配付で配られた陳情ですね、この陳情が常設を求めているんですけども、これの陳情はつまるところ、内容的には傍聴要領を改正せよという、そういう陳情ですよ。陳情項目としては傍聴要領の見直しを検討するよということですよ。

◎事務局 はい。

◎浅野副委員長 そうすると、我々の委員会から常設の提案をすることとこの陳情の関係といえますか……。

◎白井委員 ダブるということ。

◎浅野副委員長 うん。

◎白井委員 済みません、ちょっといいですか、途中ですが、白井です。当人がいらっしゃいますので、もしあれだったら、どうでしょう。

◎坪郷委員長 発言ということですか。

◎白井委員 はい。

◎坪郷委員長 どうでしょうか。それは従来は傍聴者の発言という形ではやられたことはないんですが、それともう1つは、現在、議会へ陳情を出されているので、議会の判断がそれぞれあると思うんですね。あとはもう1つ、議会での審議はもちろんあると思いますが、我々の市民参加推進会議として傍聴環境についてどのような提案をまとめていくのかというのは、またそれは別であると思うんですね。それが違う回路を通じてその提案が出ていますので、それはそれで、できれば私としては基本的には分けて議論をしたほうがいいたらと思うているんですね。ですから、今回のこの傍聴環境については、遠藤委員の提案ということで議論をしていますので、基本をそれにしたいと思いますが、もちろん傍聴されている方から提案シートに意見を書いていただいて、この推進会議に出していただくというのは当然今日から適用されますので、それはやっていただければというふうに思います。

◎白井委員 さっき、浅野委員がおっしゃっていただいた、この陳情に関してはどういう人が出されたかということには余り我々は気にしなくてもいいということ。

◎坪郷委員長 できれば私はそういうふうにしたいたいと思うんです。次回は委員会として継続審議でやられるということですので。

◎白井委員 我々は我々の解釈で決めましょうということですか。

◎坪郷委員長 と思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎遠藤委員 先ほどちょっと杉本さんから浅野さんからも話があったんですが、それを踏まえて、1番目の仕組み、意見・提案シートを導入するということと、それがどう議事の中で実際取り扱われるかというのは別なんです。要は、導入されている委員会が一部あるわけだから、それが曲がりなりにも活用されていてスムーズに、一応そういう市が傍聴者から意見を聞く機会というのが設けられているわけだから、それを議事の中でどう扱うかというのは、もうそれは会議の長の判断であったり、委員の皆さんの判断であったり、そういう中で実際の運用の中で取り扱われているということだと思いますが、現状はその議事の中でどう取り扱われるかというのは、さっき事務局からご説明がありましたけれども、ばらばらですね。それ以前の問題として、仕組みとしてやはりそういうアンケートという形で、こういう「意見・提案シート」という形で仕組みとして埋め込んでいくということが必要なんじゃないか。それを議事としてどう扱うか。その委員の中で、もちろん会議の長の中でどう扱うかというのはまた別問題なので、やはりまずそれがあかないかによって全然ゼロか100かという全体の問題になっちゃって、それがないと、全く傍聴者がいないことも前提になっているし、結局、関心があって傍聴しても何も意見を言えないという意味では、これはかなり大きな差があるんじゃないかということで提案させていただいたんですね。

だから、先ほども詳しいお話が事務局からありましたけれども、実際どう運用されているかというのは、なかなか委員会によっても差があるでしょうし、その部分までは傍聴要領に明文化するべきだと言っているわけではないんですね。結局、その傍聴要領にある程度記載が

あって効果を発揮するのはやはりシートの常設の部分ということだけなので、そういうふうにご理解いただきたいなと思うんですけども。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの方。

◎白井委員 私は前、協働のあり方等検討委員会に参加していました。記憶は正しいはずなんですけれども、こういう意見・提案シートがあるというのは当然告知されていなかったですし、その委員会開始の際に、それをどう扱うとか、まずそういう意見をとるかどうかというのは、たしか決めていなかったと思うんですよ。なので、今回、遠藤さんの提案があって、初めてこの意見・提案シートというのを知ったんですけども、それで言うと、さっき遠藤さんの話で、まず意見をもらうということ、広く集めるということ、これは本当に賛成ですので、やったほうがいいとは思うんですね。やっぱり遠藤さんもおっしゃったように取り扱いの部分は切り離して、各審議会でどう取り扱うかの検討を委員長とか委員で全員で決めると。

その前に、まずそのガイドラインといいますか、こういう仕組みがあるんだよというのを、委員会か、各審議会が始まる前にちゃんと説明するべきだと思うんですよ。それが恐らく遠藤さんのご指摘のように、本当に各審議会、事務局、もしくは委員長の判断でやってしまっていた。場合によっては、委員長もそういう仕組みを知らなかったケースもあるかと思うので、そもそも始まる時にその仕組みの話をきっちりすること、そこは行政側で徹底させるということが大事なんじゃないかなと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎杉本委員 この意見・提案シートの常設については私も賛成です。これがどう扱われるかはその審議会次第ということになるんですけども、でも、その意見のあれが、たしか次回の10日前までというお話でしたよね。とすれば、資料1か何かわからないんですけども、それは次の会議の委員に資料としてきちっと配付されるということはどこかにやっぱり明記していただきたい。でなければ、本当に出ただけで消えてしまう話になるので、それは委員長にゆだねられるんでしたら、やっぱり資料としてきちっと出すというようなことをどこかで約束されるような方法はないかなというふうに思っています。

◎坪郷委員長 10日前といっても、それはいずれかの直近の会議には必ず資料を出すということは当然だと思いますので。

それで、そろそろ時間的には、遠藤さんの今日の問題提起についてはこれぐらいということなんですけど、今までの議論の中では、少なくともそれぞれの審議会や委員会などでこういう審議会の傍聴環境についてどのようにするのか、あるいはその意見・提案シートをつけた、実施した場合にはどのような取り扱いをするのかということについて、必ずしもそれぞれの審議会が最初に確認をして、どういう方針でいくのかということについてはやっていたという実態があると。それについては、少なくともそういう検討はまずは必要ではないかという点では一致していると思うんですが、その後、もう少し具体的な提案としてどのレベルで、この審議会の傍聴環境の整備・向上についての提案を推進会議の意見、提言としてどのようにまとめるのか

というのは、私の印象としてはもう少し議論を続けたほうがいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎白井委員 もう1つつけ加えたいのが、さっき福井さんの何とかフォーラムの話にあったように、実際に傍聴に来られた方の生の声を聞く時間を例えば5分でも10分でも決めて設けるだとか、そういうことも意見・提案シートに含めてやっぱり考えたいと思うんですよね。それが1つです。

もう1つ実はありまして、あと、そもそも審議会とか傍聴に来たことがない人は、まず、あそこのドアをあけるのに非常に勇気が要ると思うんですよ。なので、まずどういうところでやっているかということと、もう少し入りやすい仕組み、まだ具体的には考えられていないんですけれども、何かそういうのをみんなでもう少し考えたいと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎遠藤委員 あとあわせて、前回の会議でも浅野先生のほうからもありましたように、傍聴者による発信の規定ですね。ツイッターやフェイスブックや録音、録画、動画の中継・配信といったようないろんな事態が想定されていて、それが結局、今の傍聴要領だと、平成16年に施行されていることもあって、全然今想定される事態を反映したものになっていないということで、そういう面からの議論をしていったほうがいいかなという論点の1つとして前回出ましたので、ちょっとそのことを申し上げておきたいと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。遠藤委員の今日のご提案についての関連のご意見としてはほかにはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

◎白井委員 もう1つ、前回も発言をしたんですけれども、我々のこの会自体、そのルールを決めていなかったんですよねという話をしたと思うので、それを決めましょうかという話もして、そこはまだちょっと具体的にはなっていないんですけれども、さっき言いました、例えばこの会は率先して傍聴者の意見を最後の5分でも聞くというのを決めませんかという提案なんですけれども、皆さん、どうでしょうか。なければならないという話なんですけれども。

◎坪郷委員長 それは今日はちょっと決めないほうが私はいいと思うんですが、ご提案はよくわかりますけれども。

◎白井委員 わかりました。では、引き続きということで。

◎坪郷委員長 ええ、少し議論をした上だと思います。例えば意見を聞く場合でも、完全なオープンで意見を聞くのか、あるいは特にいろんな意見を聞いたほうがいいのかというテーマもありますので、そういうときに意見を聞くのかというのは、これは審議会、委員会の全体の運営にもやはりかかわることありますので、もう少しその辺の議論をしてからのほうがいいのではないかと思います。ほかの委員の方で何かご意見があれば、関連して。

◎馬場委員 委員長の意見に賛成です。

◎天野委員 市民参加について、すごく多様性というか、いろんなあり方が僕はあるというふ

うに思っていて、審議会、先ほどフォーラムの話をしていただきました。私、そのときの4次基本構想のフォーラムをやった人間として、そういうやり方、フォーラムというやり方もあるし、無作為抽出で市民の方をお呼びして意見をいただくというようなやり方もあるし、そんな市民参加のいろんな手法、あらゆる多様性も考えていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎坪郷委員長 それでは、その点については、次回も含めましてもう少し議論した上で、最終的には結論を出すということにしたいと思います。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それで、時間的にあと30分ちょっと残っているんですが、やっぱり山下委員は今日はちょっと無理のようですので、今日のところは、あと幾つかありますので、それを含めてやりまして、できれば二、三十分ぐらいは時間を残しておいて、次回は定例の2時間に加えて30分程度延長するという形で時間をとって、皆さんのほうからのいろんな意見をさらに提案していただいて、今かなり具体的な提案が挙がっておりますので、やはり提言という形で、委員会としてもまとめの作業を次回ぐらいからやらないと、できれば早い段階でまとまるものについては、具体的な提案を提言としてまとめたほうがいいのではないかと思います。

それで、あとは、今日のところは事前に配付をした資料の中で市民協働に関する答申書が3月に出ておまして、答申書を事前資料としてお送りしていると思います。これについては、今日は事務局のほうからの説明の準備はありませんので、これについて、恐らく次回、委員のほうからもこの関連でご意見があるかと思いますが、今日の時点で、このメンバーでは白井委員のほうからご発言がありますか、あるいは次回のほうにまとめてということであれば、もうそれでいいかとは思ってはいるんですが、一言でも何かありましたら。

◎白井委員 それで言いますと、どういう観点で何かコメントを出したほうがいいんですかね。

◎坪郷委員長 それもあるので、委員の中でもこの協働の問題については関心を持っておられる方がいたので、この答申書についての関連のご意見が次回出てくるかなと思うので、それで次回に議論をしてもいいかなと思っているんですが。

◎白井委員 そうですね。その際に一緒に、何か僕のほうで答えることがあればあれしますし、大変ですけれども、多分一通り目を通していただいたほうがいいと思うんです。

◎坪郷委員長 ということで、この答申書については資料としてお配りしておりますが、今日の時点ではそういう扱いということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、その他のところでそれを今お話ししました。それで、今日の2の市民参加条例運用状況等については以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 それでは、次に、3の次回推進会議の開催日について確認をしたいと思います。これは前回、推進会議の日程としましては5月25日金曜日午後6時半というふうに皆さんで

決めましたけれども、最初にお話ししましたように、これは私の都合で30分延ばしてもらいましたので、今日の30分の時間を次回使いますので、午後6時からの開始というふうに30分早めるということにしたいと思います。この日程でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 会場についてはここと同じところですね。今回と同じところということで、これは決まっております。

次回の議題ですが、従来提案シートという形で、皆さんに一番最初のご提案をいただきました。その後、報告という形でそれぞれやっておりますが、提案されたこととの関連議論は調査も含めて若干行いましたが、まとめた形で提案をまだしていただいていないのは、高橋委員、馬場委員、それから杉本委員、福井委員という4名おられます。その4人の方には、まず次回、提案シートないしはこの間の議論の中から提案していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎杉本委員 一応前もって事務局に出せということですね。

◎坪郷委員長 これはできれば2週間前とかでいいわけですか。前は10日前でよろしかったんですね。

◎事務局 はい。次回開催の10日前ぐらいにお送りいただければ、事務局から皆さまに事前送付いたします。

◎坪郷委員長 簡単なレジюмеで結構ですが、A4用紙1枚程度で若干資料があればということで。

◎杉本委員 25日の10日前ですね。レジюмеという形で配付するんですか。

◎坪郷委員長 レジюмеという形で、あるいは関連資料ということで出していただいても結構ですが。杉本委員の提案に関するものを持っておられたら、その資料を出してもらっても結構です。今日は、遠藤さんの場合には京都市の関連の資料をつけていただいておりますので、そういう意味です。

◎杉本委員 わかりました。

◎坪郷委員長 さらに事務局のほうで調査をしていただいた項目があれば、それはまた適宜出していただくということになるかと思えます。では、高橋委員、馬場委員、杉本委員、福井委員という4名の方に問題提起をしていただくということで、次回はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 あとは、天野委員、河野委員からはいかがでしょうか、もう少し先でよろしいですか。

◎天野委員 はい、結構です。

◎坪郷委員長 あるいは関連でいろいろ議論をしていただければ。

それでその上で、次回後半ではこれまでの議論も含めまして、最終的にそれぞれの項目について取りまとめに向けて議論をしたいと思えます。それについては、今までの議事録の中にあ

る程度要点ということでまとめていただいておりますので、その中から若干論点を抜き出したものをメモ程度に私もつくろうと思いますので、それを手がかりにしながら提言書にまとめていくという項目立てなり、あるいはその内容の確定ということに向けて、次回の後半では動き出すということにしたいと思います。ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 もう1つ、今回のこの会議というのは本会議にさせていただいたんですが、これは予算の関係があって、毎回の日程をある程度想定していたんですが、前倒しでも会議をやってもいいということでしたので、皆さんから議論がいろいろ出てきていますので、前倒しにやるということで会議を進めたいと思います。その上で、例えば提言の取りまとめのときに集中審議が必要である、あるいは特定のテーマについて少し自由に議論をする場があったほうがいいだろうということであれば、そのときには、五島委員からのご提案における、いわゆるワーキンググループという形で、これは推進会議とはまた別のものをさらにやるということも今後考えたいと思います。

まずは5月の委員会の審議の結果を受けて、その後の進み具合についても皆さんと決めたいと思いますので、そういう点もよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、以上で本日の議題はすべて終了ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎坪郷委員長 では、これをもって閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後7時36分閉会)

市民参加条例対象附属機関等の調べ（平成 24 年 3 月 30 日現在）

※附属機関等 56 件を対象に調査した。

1 開催曜日はおおむね決まっているか。

決まっている	決まっていない
10 件	46 件

2 1で「決まっている」と答えた場合、一番多い開催曜日はいつか。（複数回答あり）

月	火	水	木	金	土	日
2 件	3 件	3 件	2 件	4 件	0 件	1 件

3 開催曜日を決めた理由（主な具体例）

(1) 委員の出席予定を立てやすくするため。

4 開催曜日が決まってない理由（主な具体例）

(1) 毎回各委員の日程を調整のうえ決定するため。

(2) 審議の案件ができた時点で適宜開催するため。

(3) 会場の確保状況によるため。

第 29 回小金井市市民参加推進会議 レジューメ

2012/4/20

遠藤 圭司

「審議会傍聴環境の整備・向上について」

【議題】

- 審議会における傍聴環境の向上に向けて、全ての審議会に「意見・提案シート」を常設し、傍聴者・市民の誰もがいつでも提出できるよう環境整備を進める。
- 各審議会における資料の取り扱いに関して、傍聴者の審議内容の理解に資するよう、閲覧のみではなく、配布する運用に向けて統一的な対応を進める。

現状

- ・審議会への傍聴者が、特定のテーマを除いて、概ね少ない。
- ・開催時間帯について、平日昼間が 7 割以上を占めるため、委員や傍聴者として参加できる市民に限られる。
- ・資料の取り扱いについて、「閲覧のみ」とする運用が、審議会の 5 割を超えるため、市民が問題関心を持って傍聴しても、配布がされなければ審議内容を共有しがたい。
- ・「意見・提案シート」の導入・設置に関しては、事務局の説明によれば「小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領」第 12 条にあるとおり「傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める」ことになっている。一方で、実際の導入・設置事例について、複数の審議会の関係者へのヒアリングを通じて、確認したところによれば、導入・設置の契機は、会議の長、または委員による発議、傍聴者の求めに応じてなど多様である。

ex. 最近の「意見・提案シート」の導入・設置事例

長期計画審議会、(仮称)貫井北町地域センター建設市民検討委員会、新庁舎建設基本計画市民検討委員会、東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会、など

問題点

- ・実際の事例において、どのような経緯で、導入・設置されることになったのか、あるいはされていないのか、一般的に市民にはわからず明らかではない。各審議会の間で統一的な対応がなされていない。つまりは、傍聴者の意見の取り扱いについて、傍聴要領において直接的に言及するルール、取り決めがない状況である。

・実際は、前述のような特定の主体の発議によって、導入・設置が会議全体で承認されているようであるが、「意見・提案シート」の存在が会議の長、または委員、傍聴者の誰にも知られていない場合、事務局、つまりは各審議会を所掌する役所の担当部門の意向が影響する余地が残される。とするならば、事務局の意向、あるいは「必要な事項」を「別に定める」会議の長の裁量によって、市民の傍聴環境が左右されることは、好ましくないであろう。傍聴環境の整備・向上に向けて、全ての審議会に統一的な対応が望まれる。

・傍聴者が少ない背景には、傍聴者にとって、資料の持出が禁じられた場合、委員への配布資料が共有されず、ただ手ぶらで“見るだけ、聞くだけ”にならざるを得ないため、特定の問題関心がない限り、議事や内容を理解しがたいことに起因する面もある。

・審議の中で傍聴者の意見をも包摂し、反映するような“参加の仕組み”、傍聴者との会議資料の共有のような“公開の精神”がなければ、同じ市民である委員と傍聴者の間にも、市政の課題に関する当事者意識をめぐって温度差や距離感が生じてしまう。

効果

・「意見・提案シート」を常設すれば、仕組みとして明確に全ての審議会への傍聴者・市民の参加の機会が確保される。

・審議会委員のみならず傍聴者も同じ市民であり、市民の誰もが審議会への意見表明権を有していることを理解してもらえる。

・審議に関して、傍聴者の意見や提案、要望をふまえた議論がなされれば、議事内容に関心を寄せる市民の声をアップトゥーデートな形で審議に活かすことができる。

・傍聴者のみならず、あまねく市民に議事内容について当事者意識、参加意識を持ってもらい、市政の課題への関心がより一層喚起されることが期待される。

・「情報公開」の面から、適正な手続きに沿った運用により、開かれた審議会運営が実現されることになる。ひいては、市民との「協働」の前提として、行政運営にとって不可欠である公正・中立性が担保されることにつながる。

【視点】

●現状では、文字どおり“傍らで聴くだけ”の「傍聴」に留まっており、“見て、聴いて、シートを活用して審議会に意見や提案を出せる”そうしてはじめて、市民参加が質実を伴うものになる。「意見・提案シート」の常設という形で、仕組みや制度として埋め込まれることによって“実体ある市民参加”が実現すると考えられる。

●「市民が誰でも、いつでも気軽に傍聴に立ち寄って、市政の問題を理解し、意見や提案を通じて審議に参加してもらおう」環境づくりを進めることが、開かれた審議会運営に求められているのではないだろうか。

- 毎回傍聴に参加できる市民は、当然ながら限られる。だからこそ、会議が公開されている場合は、審議の経過を理解できるよう、過去開催分の資料も含めて配布される環境にあることが、市民の知る権利に応えることになる。また、情報公開の面から行政の説明責任が果たされることにもなる。資料は、事後に相当な時差をおいてウェブサイトでも公開されるとはいえ、審議会の現場で議事内容が共有されなければ、傍聴者・市民の問題関心に応えられず、意味をなさないであろう。
- 市民参加条例にあるような審議会委員への公募市民の参画も市民参加として位置づけられるならば、同じ市民である審議会傍聴者も市民参加の一環として捉え、傍聴環境の整備・向上が図られるべきである。
- 市民参加、市民協働は、本来、行政以外のセクターとの合意形成が不可欠なテーマが多いが、審議会のあり方、特に傍聴要領については、行政そのものの取り組み一つで変えられる。傍聴環境の整備・向上は、足元ですぐにでも実現可能なことと考えられる。
- 傍聴要領の施行が平成 16 年 4 月であり、近年の SNS や映像メディアの技術的進歩・普及を反映しておらず、当時想定された傍聴のあり方を前提とした記述に留まっている。また、前回会議での議論にもあったように、傍聴者によるツイッター、フェイスブック利用や録音・録画、動画の中継や配信などを想定した傍聴者の発信に関する規定もない。施行当時の想定を超える事態にどのように対応できるのか課題となっており、そのような点からも傍聴要領の改正に向けた議論が進められる必要があるのではないだろうか。
- 各審議会において、「意見・提案シート」を常設すること、傍聴者に資料を配布することは、財政的な面からもインフラ整備に伴うような巨額の負担に比べれば、実現に要する費用は軽微である。それらの点が、傍聴要領に明文化されることにより、傍聴環境の大幅な改善、ひいては“実体ある市民参加”が具現化することが期待される。

[参考資料]

京都市市民参加推進フォーラム、総合企画局市民協働政策推進室編

「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」平成 22 年 3 月

「小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領」平成 16 年 4 月 1 日制定

「小金井市市民参加条例」

平成 15 年 6 月 26 日 条例第 27 号、改正平成 21 年 3 月 16 日 条例第 12 号

小金井市市民参加推進会議資料

「市民参加条例対象附属機関等の調べ（平成 24 年 1 月 1 日現在）」平成 24 年 2 月 10 日
など

以 上

市民参加を進めるための 審議会等運営ガイドブック

平成22年3月

京都市市民参加推進フォーラム
総合企画局市民協働政策推進室

ガイドブックの作成に当たって

本市では、平成13年12月に「京都市市民参加推進計画」を策定し、また、平成15年8月には「京都市市民参加推進条例」を施行するなど、全国に先駆けて市民参加による市政運営に取り組んできました。市政運営に重要な役割を果たす審議会においても、公開可能な審議会のすべてで会議が公開され、また、市民公募委員の在籍する審議会数、市民公募委員数とも年々増加するなど、条例や計画に沿って着実に市民参加が進んでいます。

このたび、審議会における市民参加の更なる充実を図るため、「市民参加を進めるための審議会等運営ガイドブック」を作成しました。このガイドブックには、市民公募委員交流会で得られた市民公募委員の思いや傍聴者などの声を生かし、また、京都市市民参加推進フォーラムの委員が様々な審議会を傍聴して得られたアイデアなども盛り込んで、より市民参加の進んだ審議会運営となるコツや考え方を取りまとめました。

今後、このガイドブックを審議会運営に活用し、市政運営に市民の知恵と力を更に生かしていただくことを期待します。

平成22年3月

京都市市民参加推進フォーラム
総合企画局市民協働政策推進室

目次

はじめに

このガイドブックの構成	3
-------------	---

第1章 考え方編

1 審議会における市民参加はなぜ必要なのか	5
2 「市民参加が生きない審議会」を防ぐために	
シーンA 市民公募委員を「孤立」させていませんか？	8
シーンB 審議会が議論の場になっていますか？	13

第2章 ステップ編

審議会運営のプロセスや決まりごと	16
ステップ1 審議会の設置の検討	17
ステップ2 審議会委員の選任	20
ステップ3 審議会委員の公募	22
ステップ4 審議会の公開	25
ステップ5 審議会の運営	27
ステップ6 会議録の作成、公表	29

ステップ5

審議会の運営

(1) 活発な審議のために

ア 審議会の目的や目標の理解

審議会がどのような目的で設置され、会議においてどのような目標に向けて議論をするのかを、事前に委員に十分に理解をしてもらいましょう。

☞第1章 2 B-5 委員には役割を十分に理解してもらいましょう (P.15)

イ 資料の事前配布

事前に資料に目を通してから会議に臨むと、資料を読む時間を省くことができ、会議で意見が出しやすくなり、効率的で活発な運営ができます。会議の前日までに委員に資料を郵送するなどの方法により事前に委員に資料を配付して、必ず読んでもらってから会議に臨んでもらってください。

ウ 進行上の配慮

(ア) 委員の皆さんが活発に議論してもらえる配慮をしましょう

委員の皆さんかが自分の意見を言う機会が確保できているか、クロストークができていないかを、事務局は意識して運営しましょう。必要に応じて発言の少ない方にマイクを回すなどの配慮もしましょう。

(イ) 専門的な用語を多用しないようにしましょう

できるだけ平易な言葉を使用し、市民公募委員も含め皆さんが議論に参加できる配慮をしましょう。専門用語には注釈を付けるなどの配慮をしましょう。これは、審議会の傍聴や会議録公開を通じて、より多くの市民が市政への理解を深めていただくことにもつながります。

☞第1章 2 A-5 意見が出てくる運営・情報提供のために〈審議会における言葉・用語〉 (P.11)

(ウ) 市民公募委員が話しやすい運営を心掛けましょう

専門家の中で市民公募委員が発言することは勇気のいることです。座長や委員長が、少し丁寧に意見を聞き出す姿勢や、発言の真意の補足や解釈をする姿勢を取ると、発言が活かされ、審議会全体の活性化につながります。事務局は、ぜひ座長、委員長にこの点への配慮を事前をお願いするようにしましょう。

☞第1章 2 A-6 意見が出てくる運営・情報提供のために<座長にお願いしておきたいこと（市民公募委員が話しやすい運営を心掛けよう）>（P.11）

（2）傍聴のしやすい会議にするために

ア 傍聴者用の資料も用意しましょう

原則として、傍聴者にも委員と同じ資料を配布してください。ただし、資料が膨大になるときなど、場合によっては資料の一部をファイルの閲覧に代えることもできます。

イ 会場の入口に案内を表示しましょう

建物の入口や会議室の入口に、会議の名称と傍聴ができる旨の表示がしてあると、傍聴者が気軽に入ることができます。

ウ 傍聴のしやすい配置を考えましょう

傍聴者が傍聴しやすいよう、椅子はもちろんのこと、ノートにメモを取ることなどができるよう、できるだけ机も用意しましょう。また、誰が発言しているかが傍聴者から見えるよう、傍聴席の配置にも気を配りましょう。

エ 託児や手話、要約筆記などの配慮をしましょう

委員が会議に出席する際に託児が必要なとき、あるいは傍聴者に託児が必要なときは、保育士と保育ルームの確保をするなどの配慮をしましょう。

また、耳の不自由な方から傍聴の申し込みがあった場合には、手話通訳者や要約筆記者を確保するなどの配慮をしましょう。

オ アンケートを用意しましょう

傍聴者の意見も審議会の議論の参考になりますので、広く傍聴者からも会議運営や審議内容に意見をもらえるよう、傍聴者からアンケートを取るよう努めましょう。

（3）会議の円滑な進行のために

ア 報道機関の取材への配慮をしましょう

傍聴者とは別に報道機関用の席を用意しましょう。会議を公正かつ円滑に行うために必要な場合には、取材に係る遵守事項を定め、事前に報道機関に説明しましょう。（例：写真や映像の撮影は開始後10分間に限る、など）

イ 傍聴に係る遵守事項を定めておきましょう

会議が公正かつ円滑に行うために必要な場合には、傍聴に係る遵守事項を定め、事前に文書にして傍聴者に渡すなどして、会議開催中の会場の秩序の維持に努めてください。（☞第3章 資料4 その他お役立ち資料「1 審議会の傍聴に係る遵守事項の規定例」（P.68））

山下 光太郎作成

組織から考える若者の市民参加

はじめに

行政が主導で市民参加を呼びかけるのはスタート地点として避けては通れない道だが、参加して頂いた皆様に対し行政の担当者がそのまま主導となっていては自主性が生まれず、加えて最後は行政がまとめてくれるだろうという考えが出てきてしまう可能性が高い。しかし、今までと同じように市民参加の設えを行政がし集まって頂く手法と平行して、もっと自主性を持たせた組織の市民参加を集う方法を検討。

大きく分け2タイプとする

・行政直結型

小金井市内は広くないといっても各地域（町や自治会レベル）の特色や問題点がある。問題解決のためにアプローチをする先は行政であるため、小金井市内の小さな問題を抱えている各地域の代表者を募り市民参加を促す。

・遊行型

気軽に集まれる仲間作りからはじめる。日頃は自宅と会社の往復が殆どの層に対し、レクリエーションの提案をする。最初の募集で参加した方々に立案と計画をし、レクリエーションの参加者をさらに募る。

上記の例におけるルール

参加者には第一回目のミーティングにて役職や役割分担をつけ組織を構成する事で、それぞれの参加者に役割分担をする。そうすることで責任感や目標達成意欲、競争心が芽生えてくる。行政関係者は積極的な協力をせずに組織運営（活動には必ず金銭が必要となる）が正しくなされているかのチェックに重きを置く。すなわち、行政が組織のパッケージを提供して監査役に徹する。

終わりに

今回は2例を示したがそれぞれの例にメリットデメリットがある。しかし、行政直結型で活動して遊行型の要素が生まれたり、もちろんその反対も想定できる。大事なものはこれと決めつけずに色々な市民参加の手法を提案していく事が大事なのではないだろうか。

陳 情 文 書 表

24陳情第 7 号

審議会傍聴における「意見・提案シート」の常設を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

平成 年 2月21日
(西暦2012)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町5丁目15-7
	氏 名	市民団体 こがねい情報公開市民会議 高木 章成 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	申し出ません。
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			平 成 24 年 2 月 21 日 16:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
							

主 査


小金井市議会議長 野見山 修吉 様

陳情団体 市民団体 こがねい情報公開市民会議
高木 章成

(住所) 小金井市東町5丁目15-7

(電話) [REDACTED]

審議会傍聴における 「意見・提案シート」の常設を求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に心より感謝申し上げます。

憲法第16条、請願法及び小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議の後、採択の上、市長に送付していただきますようお願い申し上げます。

さて、ご案内の通り、一部の審議会において、傍聴者をはじめとする市民が意見・提案を述べられる「意見・提案シート」が導入・設置され、市民の声を審議会の議論に活かす取り組みが行われております。市民参加条例の規定にあるとおり、現在審議会では一定数の公募市民が委員として審議に参画しておりますが、委員のみならず、あまねく市民が傍聴も含めて審議会に参加しやすく、建設的な意見・提案を表明できる環境を整えることは、審議会の議論の活性化につながり、大きな意義があると考えられます。

現在のところ、「意見・提案シート」の導入・設置については、「小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領」第12条により、「会議の長が別に定める」ことになっております。

そのため、一部の審議会のみ「意見・提案シート」が導入・設置されているものの、現状において、事務局の意向・判断を含めて、どのような経緯で導入・設置されることになったのか、あるいはされていないのか、市民には明らかになっておりません。また、「意見・提案シート」の導入・設置に関して、各審議会において統一的な対応がなされていない状況にあります。

そこで、以下陳情申し上げます。

【陳情項目】

審議会の運営に際して、より一層の市民参加を進める観点から、「意見・提案シート」の常設に向けて、全ての審議会において統一的な運用ができるよう傍聴要領の見直しを検討してください。

以上